

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県伊達市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金に関する事務とは、国民年金法(昭和34年法律第141号)その他関係法令に基づき行う加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務をいう。</p> <p>伊達市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、国民年金に関する事務のうち、次に掲げる事務において、個人番号の取得、個人番号の利用を行う。</p> <p>(1) 第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という。)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 (2) 被保険者の資格取得の届出勧奨 (3) 被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 (4) 被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 (5) 生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 (6) 老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告 (7) 国民年金保険料の口座振替の促進、申出書の受理 (8) 国民年金保険料未納者対策のための所得情報の提供 (9) 日本年金機構への各種情報提供 (10) 生活保護受給者(法定免除該当者)にかかる情報提供</p>
③システムの名称	1. 宛名システム 2. 国民年金システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名ファイル (2)国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表46の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>【宛名システム、国保年金システムに関して】 伊達市役所市民生活部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198</p> <p>【中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159</p>
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[1万人以上10万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順を事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や磁気媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分にしている] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分である] <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	国民年金に関するシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5.②所属長	国保年金課長 清野 博幸	国保年金課長 佐藤 直子	事後	人事異動のため
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月11日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月11日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 3.「法令上の根拠」	法第9条第1項別表第一の31の項	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	
令和1年6月26日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和1年9月18日	I 1.③システムの名称	1. 宛名システム 2. 国民年金システム	1. 宛名システム 2. 国民年金システム 3. 中間サーバー	事後	
令和1年9月18日	I 4.①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和1年9月18日	I 4.②法令上の根拠	-	・番号法第19条第7号 別表第二の48,50,111,112の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の3、第26条の4、第56条、第57条	事後	
令和1年9月18日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	伊達市役所健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198	【宛名システム、国保年金システムに関して】 伊達市役所健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198 【中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	事後	
令和1年9月18日	IVリスク対策	-	記載のとおり	事後	再確認に伴う記述内容変更のため
令和2年8月7日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和4年3月10日	I 4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二の48,50,111,112の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の3、第26条の4、第56条、第57条	・番号法第19条第8号 別表第二の48,50,111,112の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の3、第26条の4、第56条、第57条	事後	
令和4年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和5年3月10日	I 1.②事務の概要	(9)ねんきんネットによる年金記録の交付 (10)日本年金機構への各種情報提供 (11)生活保護受給者(法定免除該当者)にかかる情報提供	(9)日本年金機構への各種情報提供 (10)生活保護受給者(法定免除該当者)にかかる情報提供	事後	
令和5年3月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【宛名システム、国保年金システムに関して】 伊達市役所健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198 【中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	【宛名システム、国保年金システムに関して】 伊達市役所健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198 【中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159	事後	
令和5年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	I 3.法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項、及び別表第一の31の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	・番号法第9条第1項 別表46の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年3月1日	I 4.①実施の有無 ②:法令上の根拠	①実施する ② ・番号法第19条第8号 別表第二の48,50,111,112の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の3、第26条の4、第56条、第57条	①実施しない ②削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) 十分である	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	
令和7年3月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	-	十分である(判断の根拠を記載)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年3月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う追加
令和7年3月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である(判断の根拠を記載)	事後	様式変更に伴う追加
令和8年3月2日	I 5.評価実施機関における担当部署	健康福祉部 国保年金課	市民生活部 国保年金課	事後	
令和8年3月2日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【宛名システム、国保年金システムに関して】 伊達市役所健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198 【中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159	【宛名システム、国保年金システムに関して】 伊達市役所市民生活部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1198 【中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159	事後	
令和8年3月2日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和7年2月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和7年2月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	